

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は5類感染症になります。 (季節性インフルエンザと同じ位置づけ)

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが現在の2類相当から5類感染症に変更されることとなりました。

変更のポイント

①外来医療費は、**季節性インフルエンザと同程度の自己負担**が発生します。

		～5月7日	5月8日～
自己負担	あり	初診料 他	初診料、検査料、処方箋料、薬局での基本料、解熱鎮痛剤や咳止めなどの薬代 他
	なし	検査料、処方箋料、薬局での基本料、新型コロナウイルス治療に必要な全ての薬代 他	新型コロナ治療薬の薬代のみ (ゾコーバ、ラゲブリオなど)

②患者本人や同居家族に対する外出自粛要請がなくなります。

新型コロナに感染した場合の学校への登校や会社への出勤などは、学校や会社の指示に従ってください。

新型コロナの感染力は変わりませんので、感染したあとしばらくは、外出時は人混みを避け、マスクの着用などに御協力をお願いします。

③県などからの健康観察・療養支援はなくなります。

高齢者などへの保健所からの調査や健康観察の連絡はなくなります。

また、外出自粛期間がなくなることから、食料支援や宿泊療養施設での療養などの支援もなくなります。

④発熱時の受診先

発熱や咳などの症状で受診を希望する場合、かかりつけ医がいる方は、まずは、かかりつけ医に御相談ください。かかりつけ医がいない人は、静岡県ホームページや発熱等受診相談センターで受診可能な医療機関を確認してください。

発熱等受診相談センター：050-5371-0561



県 HP の QR コード